

2016年11月

お客様各位

弊所書式制定委員会制定の各種 B/L 書式の改定について

一般社団法人日本海運集会所

船舶や積荷が海上において共同の危険に晒された際、これを回避するために支出された費用や損害を無事に救助された関係者間で分担する制度を共同海損といいます。ヨーク・アントワープ規則（YAR）は、共同海損における費用や損害をどのように分担するかということを決めたルールであり、これまで弊所の各種 B/L は、1994 年版 YAR を採用していました。

しかし本年 5 月に万国海法会（CMI）において、新しい 2016 年版 YAR が採択されたことを受け、同 9 月開催の弊所書式制定委員会もこれを採択し、各種 B/L 書式の該当部分をこれまでの 1994 年版 YAR から 2016 年版 YAR に統一することとしました。

2016 年版 YAR を採用することで、共同海損において変更となる主な点は、以下のとおりとなります。

- (1) 救助報酬：救助の性質を要する費用は、原則として共同海損に認容されますが、契約等により当事者が救助者に対して別個の支払い義務を負う場合には、一定の要件を充足しないと共同海損に認容されない旨が規定されました。
- (2) 複合運送における貨物の負担価額：分担額の算定に際して、積荷の価額は荷揚げの時ににおける価額とされており、その価額は商業送り状により確定することとなっておりますが、複合運送における商業送り状の価額から荷揚げ後の陸上部分の運送賃などの費用を算定して控除することは困難であるため、最終引渡地の如何を問わず、商業送り状は荷揚げ時の価額を反映するものとみなすことができるとの規定が追加されました。
- (3) 港費：港費の定義規定が新設され、避難港等で生じる慣習的費用や追加的費用も港費に含まれることが明記されました。
- (4) 低額貨物の除外：分担額の回収に要する費用が分担額を上回る可能性が高い場合、共同海損の分担から除外することができるよう規定されました。これは、コンテナ船積みの小口貨物などを想定したものとなります。
- (5) 共同海損費用等の利息：年利 7% の共同海損費用等の固定利率が廃止され、精算通貨に適用されるインターコンチネンタル取引所のロンドン銀行間取引金利（ICE LIBOR）プラス 4% の利率が適用されることとなりました。
- (6) タイム・バー：分担金の請求に関するタイム・バーが設けられ、準拠法に期間の制限に関する強行規定がある場合を除き、分担金の請求権は、共同海損精算書の発行日から 1 年以内に訴えを提起しなければ消滅し、また、航海の終了日から 6 年を経過した場合は訴えを提起できないことが規定されました。但し、これらの期間は合意による延長が可能です。（なお、日本法上、共同海損分担金の請求権は、共同海損の精算完了より 1 年を経過した場合は時効となり消滅します。）

2016 年版 YAR については、国際船主協会や国際 P&I グループ、BIMCO といった各団体がこれを支持する旨を表明しておりますが、詳細につきましては、弊所仲裁グループ（電話：03-5802-8363）までお気軽にお問い合わせください。